

# 高丘コミセンテニスクラブ規約

## 【名称及び事務所】

1. 当テニスクラブは、高丘コミセンテニスクラブ（以下クラブと言う）と称する。
2. クラブの事務所は、高丘コミセンセンター（Tel,078-935-5325）に置く。

## 【会員及び組織】

1. クラブの会員は硬式テニスを愛好する人で、原則として明石市在住・在勤・在学者（但し中学生以上）で、かつ規定の手続きを経た者で組織する。
2. 入会、退会、会費等については別に定める。 …… 『細則 1』 参照

## 【目的及び事業】

1. 当クラブはテニスを通じて、技術の向上、健康の増進、並びに会員相互の親睦と地域活動を行なうことを主目的とする。
2. クラブは上記目的達成のため各種の事業を行なう。

## 【役員及び任務】

1. クラブは会長、副会長、会計、総務、ブロック役員、コーチングスタッフ、  
会計監査、コミセンサークル連絡会委員の役員を選出し指名する。  
推薦・選任された会員はこれをスポーツマンシップ・ボランティアの精神で快く受け入れ、全会員は敬意と感謝の心でこれを讃え彼らのリーダーシップに協力する義務を負う。
2. 役員任期は、会長、副会長、会計、総務、ブロック役員および会計監査については4月1日から翌年3月31日迄の1年間、コーチングスタッフについては複数年間も可、とし、役員はクラブの維持発展のために役員会を開催し、その具体的運営方針を決定するものとする。  
但し、コミセンサークル連絡会委員については概ね2年とする。
3. 役員は新年度（4月1日）迄に年1回の通常総会を開催し、新役員を選出、会計報告、事業計画等を提案、又その他必要事項について会員の決議を求めなければならない。 詳細は別に定める …… 『細則 2』 参照

### 【練習及びコート使用上の注意】

1. 会員はコート使用上の注意事項を守り、決められた練習日、練習時間にコートを使用する。
2. 規定の練習日、時間以外にコートを使用する場合は、前もってコミセン所長の許可を得なければならない。 詳細は別に定める…… 『細則 3』 参照

### 【規約の改廃】

本クラブ規約の改廃は総会において出席者（委任状を含む）の2／3以上の同意を得なければならない。

### 【細則 1】

#### （入会、休会、復帰、退会及び会費）

1. 入会希望者は、規定の申し込み用紙に必要事項を記入の上、高丘コミセンテニスクラブに申し込むものとする。
2. 退会時、あるいは休会から復帰を希望する時は、ブロック役員を通じてクラブに届け出るものとする。（所定の用紙による）
3. 入会金は1,000円とし、入会時に納入するものとする。
4. 会費は前後期6,000円とし、その納入には、みなと銀行の自動振替を利用する。（自動振替に要する費用は会員の負担とする）

納入期	納入範囲	納入期限（自動引き落とし）
前期（第1、第2四半期）	4～9月分	4月10日（4月18日）
後期（第3、第4四半期）	10～3月分	10月10日（10月18日）

ただし、入会時に限り、現金での納入可能でこれを認める。（入会説明会の際に、会計、もしくはブロック役員に納金できる）

5. 休会は原則として、病気、出産、転勤、の場合にのみ認め、その期間は最長2年とする。

6. 入会、復帰については、各月を一区切りとし、各月初め付けとする。

休会、退会については前後期を一区切りとし、各期末付けとする。

従って、休会、退会時は、前後期に1日でも当クラブに在籍した場合、その期は在籍したものとみなして会費は返却しない。

入会、復帰月	会費	入会、復帰月	会費
4月	6,000円	10月	6,000円
5月	5,000円	11月	5,000円
6月	4,000円	12月	4,000円
7月	3,000円	1月	3,000円
8月	2,000円	2月	2,000円
9月	1,000円	3月	1,000円

7. 入会、復帰の届出締め切り日は、原則として各月の第4日曜日の前日とし、休会、退会の届出締め切り日は、原則として前・後各期末の第4日曜日の前日とし、翌日（役員会開催日）から期末までを、会員名簿、会計帳簿、出席表等の整理、及び入会者の手続き期間とする。

## 【細則 2】

### （ 役 員 及 び 任 務 ）

1. 総会において次の役員を選出する。

会長1名、副会長2名（男女各1名）、会計2名（男女各1名）、総務1名、会計監査2名、コーチングスタッフ若干名、ブロック役員（高丘地区、大久保地区、西明石地区、明石東部地区、明石西部地区）各地区毎若干名、コミセンサークル連絡委員1名。

2. 前項の規定により選出された役員のうち、会計監査、コミセンサークル連絡委員を除いた全員で役員会（原則として月1回）を運営し、クラブの維持発展を図るものとする。尚、コミセンサークル連絡委員は会長の要請により役員会に出席するものとする。

3. クラブには顧問を1名置くものとし、高丘コミセン所長に依頼する。

#### 4. 諮問委員会規定

##### (目的)

この委員会は、クラブ運営の計画化により運営の安定と発展を期するために、会長の諮問機関として長期運営計画の基本方針を審議することを目的とする。

##### (構成)

この委員会の構成委員は、委員長（当年度の会長）及び委員（歴代会長及び歴代女性副会長）とする。

##### (構成委員の任務及び運営)

- ① 委員会は、必要に応じて委員長が招集する。
- ② 委員は、委員会付議事項を審議する。
- ③ この委員会の実施は平成3年4月1日より行なうものとする。

#### 【細則 3】

##### (練習及びコート使用上の注意)

1. 準備、整理運動に心がけ、怪我の無いようにする。
2. テニス終了後は用具を確認し整理する。
3. 使用前、又は使用後には、必ずローラー掛けなどコートの手入れをする。
4. コート内はいつも清潔にする。
5. 練習中の事故についてクラブは一切責任を負わない。特に幼児の事故には注意する。
6. コートではテニスシューズを使用し、テニスらしい服装をする。
7. お互いに人格を尊重し、和やかな雰囲気であらう。
8. 練習日、練習時間は原則として下記の通りとする。

月曜日 ～ 土曜日 …………… 9：30 ～ 13：00

日曜日、祝祭日 …………… 9：00 ～ 17：00

#### 【細則 4】

##### （公的な大会への参加補助）

1. 各種公的な大会（市民大会、等）があれば、参加者を募集し、その参加費を補助する。
2. テニス協会などから本クラブに参加を要請された場合、クラブを代表して参加する者に対しては、参加費をクラブ負担とするとともに、交通費、昼食費等の実費を支給する。
3. 上記 1. 項に関する補助率は役員会で決定する。 ……『補則』参照

#### 【細則 5】

##### （ホームページ HP 開設 H27-4-1）

クラブの「目的及び事業」を円滑に行い、広報活動に資するため  
ホームページ（HP）を開設する

1. 目的
  - ① クラブの存在をより広範な人々に知らせめ会員の帰属意識の高揚と  
会員確保の一助にする
  - ② クラブ運営事務の効率化を図る
  - ③ 明石テニス協会のHPに接続する
2. 留意点
  - ① 個人情報のセキュリティに最大限の注意を払う（パスワード管理）
  - ② 管理・責任者を置く
3. 検索アドレス
  - ① 「高丘テニスクラブ」で検索
  - ② URL : <http://takaokatc.web.fc2.com/>

#### 【補則】

##### （各種テニス大会への参加助成基準）

1. 趣旨  
高丘テニスクラブ【細則 4】（公的な大会への参加補助）の 1. 項に規定する  
参加費（申込経費）の補助についての取り扱いは、この規準によるものとする。
2. 助成の対象となる大会  
助成の対象となる大会は、下記の通りとする。
  - （1） 明石市テニス協会の主催、あるいは後援する大会
  - （2） 兵庫県テニス協会の主催、あるいは後援する大会
  - （3） その他 役員会で助成することを承認した大会  
但し、上記にかかわらず予算の都合等によっては、役員会にはかり参加助成を制限することが出来る。

### 3. 助成経費

助成することの出来る経費は、参加費の内の下記比率とする。

なお、これらの助成経費は、当クラブ規約および細則のいずれかの事項に反する会員は適用されないことがある。これは、クラブ役員会での審議事項とする。

#### (1) 明石市テニス協会の主催する大会

(ア) 春季団体戦：	一人当たり	参加費の3割
(イ) 秋季個人戦：	シングルス 一人当たり	参加費の3割
	ダブルス 一人当たり	参加費の3割
	(マスターズ戦を含む)	

(ウ) その他： 必要に応じ、役員会に於いて決定する。

#### (2) その他の大会 (県民大会、東播磨テニス選手権大会)

会員は原則として参加費(申し込み経費)の2/3以上を負担するものとし、負担額については役員会に於いて決定する。

### 4. 各種大会への参加申し込み及び助成経費の支給

#### (1) 明石市庭球協会の主催する大会

この大会への申し込みについては、クラブ担当役員が取りまとめて実施する。また、原則として参加費は申し込みと同時にクラブ会計へ納入するものとする。締め切り日迄に納入しないクラブ員については、担当役員の判断により取り消す場合がある。

#### (2) その他の大会

(1) 以外の大会については、参加希望者自らが申し込むものとし、参加費についても参加希望者が納入手続きをするものとする。

大会終了後、参加者は大会の成績を総務に通知するとともに、助成費を会計に請求し支払いを受けるものとする。

#### (3) 助成費の取り消し

各種大会への参加申し込み後、出場しなかった場合、参加費は全額を自己負担する。

付則 この規準は、平成27年4月1日以降、適用する。